

団体商標、証明商標の登録及び管理に関する規定

第一条 団体商標、証明商標の登録及び使用管理を規範化し、商標権益の保護を強化し、社会公共利益を維持し、特色ある産業の発展を促進するために、「中華人民共和国商標法」（以下、「商標法」と略す）及び「中華人民共和国商標法实施条例」（以下、「实施条例」と略す）の規定に基づき、本規定を制定する。

第二条 本規定の商品に関する規定は、役務にも適用する。

第三条 団体商標の登録出願をするには、主体資格証明書類、団体構成員の名称及び住所、使用管理規則を添付しなければならない。

地理的表示を団体商標として登録出願をする団体、協会又はその他の組織の構成員は、当該地理的表示が示す地域範囲内からでなければならない。

第四条 証明商標の登録出願をするには、当該証明商標が証明する商品の特定の品質を監督する能力を有することを明確にするために、主体資格証明書類、使用管理規則、及び出願人又はその委託先の機構が有する専門技術者、専門試験設備等の状況を証明する証明資料を添付しなければならない。

第五条 地理的表示を証明商標、団体商標として登録出願をするには、当該地理的表示が示す地域を管轄する県以上の人民政府又は主管部門の承認文書を添付しなければならない。

地理的表示を証明商標、団体商標として登録するには、出願書類において以下の内容を説明しなければならない。

(一) 当該地理的表示が表示する商品の特定の品質、社会的評価又はその他の特徴。

(二) 当該商品の特定の品質、社会的評価又はその他の特徴が、主に当該地理的表示が示す地域の自然的要因又は人文的要因によって決められていること。

(三) 当該地理的表示が示す地域の範囲。

地理的表示を証明商標、団体商標として登録出願をするには、出願人又はその委託先の機構が有する専門技術者、専門試験設備等の状況に係る証明資料を提出しなければならない

外国人又は外国企業が地理的表示を証明商標、団体商標として登録出願をするには、出願人は当該地理的表示が自身の名義で自身が所属する国において法的に保護されている証明を提出しなければならない。

第六条 団体商標、証明商標の使用管理規則は法に従って制定されなければならない、商標権者、団体構成員及び使用者に対して拘束力を有し、且つ以下の内容を含むものとする。

(一) 当該団体商標又は証明商標の使用に係る主な目的。

(二) 当該団体商標を使用する商品の品質又は当該証明商標の使用によって証明される商品の原産地、原材料、製造方法、品質又はその他の特定の品質等。

(三) 当該団体商標又は証明商標の使用に係る手続
(四) 当該団体商標又は証明商標の使用に係る権利及び義務
(五) 使用管理規則に違反した団体商標の団体構成員又は証明商標の使用者が負うべき責任

(六) 当該団体商標又は証明商標を使用する商品に対する商標権者の検査監督制度

証明商標の使用管理規則には当該証明商標の使用条件も含まなければならない。

団体商標、証明商標の使用管理規則は公告されるものとする。商標権者が使用管理規則を修正するには、変更申請を提出し、国家知識産権局による審査及び承認を受けなければならない、且つ公告の日から効力を生ずるものとする。

第七条 地理的表示を証明商標、団体商標として登録するには、当該地理的表示が示す地域の名称であってもよく、ある商品が当該地域に由来することを示すことができるその他の標識であってもよい。

前項にいう地域は、当該地域の現在の行政区画の名称や範囲と完全に一致する必要はない。

第八条 複数のぶどう酒の地理的表示が同音語又は同形語を構成するが、互いに区別可能であり、且つ公衆を誤認させない場合、各地理的表示は証明商標又は団体商標として登録出願することができる。

他人が証明商標、団体商標として登録したぶどう酒・蒸留酒の地理的表示を使用して、当該地理的表示が示す地域に由来しないぶどう酒・蒸留酒を表示する場合、たとえ同時に商品の真正の出所を表記したり、又は翻訳した文字を使用したり、又は「種」、「型」、「式」、「類」及びその他の類似表現を付記したりしたとしても、商標法第十六条の規定が適用される。

第九条 県以上の行政区画の地名又は周知な地名を構成要素として団体商標、証明商標の登録出願をするには、標識は独特の特徴を有し、識別しやすいものでなければならず、標識に商品の名称が含まれている場合、指定商品は商標中の商品の名称と一致している又は密接に関連していなければならず、商品の社会的評価は地名と密接関連する。ただし、社会の公共の利益を妨げる標識は登録することができない。

地理的表示を証明商標、団体商標として登録するには、本規定の関連規定に従って取り扱われるものとする。

第十条 出願人は、登録出願した団体商標、証明商標が登録される前に、国家知識産権局に対して、当該団体商標、証明商標の登録出願の取り下げを申請することができる。

出願人が団体商標、証明商標の登録出願を取り下げるには、出願人及び商標登録出願番号を明記しなければならない。審査の結果、規定に合致する場合は、取り下げを認める。出願人の名称が一致せず、又は既に商標登録出願が登録査定され、又は不受理処分、拒絶

又は不登録決定が下された場合は、取り下げ申請を認めない。

第十一条 団体商標、証明商標の商標権者は、商標管理の職責を履行し、商品の品質を保証するために、以下の行為を実施しなければならない。

(一) 使用管理規則に従い、団体構成員に団体商標の使用を許諾し、他人に証明商標の使用を許可する。

(二) 団体構成員、使用者情報、使用管理規則を速やかに公表する。

(三) 団体構成員、使用者の使用行為が使用管理規則に合致するか否かを確認する。

(四) 団体商標、証明商標を使用する商品が使用管理規則の品質要件に合致する否かを確認する。

(五) 使用管理規則に合致しない団体構成員、使用者の団体商標、証明商標の使用資格を速やかに取消し、且つ変更、登記の手続を履行する。

第十二条 商標権者は、団体商標、証明商標の管理及び運用の必要に応じて、団体構成員、使用者から合理的な費用を徴収することができるが、費用の金額、納付方法、納付期限は公平合理の原則に基づいて協議し確定しなければならず、且つ公表するものとする。

第十三条 団体商標の商標権者たる構成員に変更があった場合、商標権者は3ヶ月以内に国家知識産権局に対して登録事項の

変更を申請しなければならず、且つ国家知識産権局によって公告される。

証明商標の商標権者が他人にその商標の使用を許諾するには、商標権者は許諾後 3 ヶ月以内に登記のために国家知識産権局に報告しなければならず、且つ国家知識産権局によって公告される。

第十四条 団体商標、証明商標の譲渡を申請するには、譲受人は相応の主体資格を有し、且つ商標法、実施条例及び本規定の規定に合致しなければならない。団体商標、証明商標を移転するには、権利承継人は相応の主体資格を有し、且つ商標法、実施条例及び本規定の規定に合致しなければならない。

第十五条 団体商標の商標権者たる団体構成員は、当該団体商標の使用管理規則に規定されている手続を履行した後、当該団体商標を使用することができる。団体構成員は、使用管理規則に合致しない商品に当該団体商標を使用してはならない。

団体商標の商標権者は、団体構成員以外の者に対して当該団体商標の使用を許諾してはならない。

第十六条 証明商標の使用管理規則に規定されている条件に合致する者は、当該証明商標の使用管理規則に規定されている手続を履行した後、当該証明商標を使用することができ、商標権者は手続を拒むことができない。使用者は、使用管理規則に合致しない商品に当該証明商標を使用してはならない。

証明商標の商標権者は、自身が提供する商品に当該証明商標

を使用してはならない。

第十七条 団体構成員、使用者は、団体商標、証明商標を使用する際、使用される商品が使用管理規則の品質要件に合致することを保証しなければならない。

団体構成員、使用者は、団体商標、証明商標を自身の登録商標と同時に使用することができる。

地域の範囲外で生産された商品に、証明商標、団体商標として登録された地理的表示を使用してはならない。

第十八条 団体商標、証明商標の商標権者は、商標の使用を促進し規範化し、商標の価値を高め、商標の社会的評価を維持し、特色ある産業の発展を推進しなければならない。

第十九条 団体商標、証明商標の商標権者、団体構成員、使用者は、ブランド構築を強化し、以下に掲げる職責を履行しなければならない。

(一) 自主規制を強化し、製品のトレーサビリティと監視メカニズムを確立し、リスクコントロール計画を策定し、商標のブランドイメージ及び社会的評価を維持する。

(二) 市場のニーズを満たす高度な基準を採用又は策定することを奨励し、良好な商標のブランドイメージを確立する。

(三) 地域の特色ある資源と組み合わせ、商標やブランドの文化的意味を探求し、商標やブランド構築の発展計画を策定し、宣伝や広報活動を行い、商標のブランド価値を向上させる。

第二十条 地方人民政府又は業界主管部門は、地方経済発展のニーズに応じて、公共資源を合理的に配分し、団体商標、証明商標を通じて地域ブランドの構築を強化し、関連する市場主体の協調的発展を促進しなければならない。

地方の知的財産権管理部門は、地域ブランドが法的保護を得られるように支援し、団体商標、証明商標の登録を指導し、使用管理を強化し、厳格な保護を実行し、公共サービスを提供し、質の高い発展を促進しなければならない。

第二十一条 国家知識産権局は、団体商標、証明商標の登録情報を完全、正確且つ速やかに公表し、情報照会サービスを一般市民に提供しなければならない。

第二十二条 団体商標、証明商標に含まれている地名を正当に使用する以下の行為に対し、登録商標の専用権者は禁止する権利を有しない。

(一) 企業名称や商号に使用する。

(二) 製品及びその原材料の産地を明示するために成分表、包装袋等に使用する。

(三) 産地又は由来する地域を明示するために商品に使用する。

(四) インターネットプラットフォーム又は店舗の商品詳細、商品属性において、由来する地域を客観的に明示する。

(五) その他の地名を正当に使用する行為。

前項にいう団体商標、証明商標に含まれている地名を正当に使用するには、事実の記述を目的とし、且つ商業慣例に合致しなければならず、その他の法規定に違反してはならない。

第二十三条 他人が特色ある軽食や、料理、メニュー、ウィンドウディスプレイ、インターネットでの商品の詳細な表示等において、飲食に関する団体商標、証明商標に含まれている地名、商品の名称等の文字を事実を記載する形式で使用し、且つ公衆を誤認させない場合は、正当に使用する行為であり、登録商標の専用権者は禁止する権利を有しない。

第二十四条 実施条例第四条第二項の当該地理的表示を正当に使用するとは、団体商標として登録された地理的表示中の地名、商品の名称又は商品の普通名称を正当に使用することを指すが、当該団体商標を無断で使用してはならない。

第二十五条 本規定の第二十二条から第二十四条に記載されている正当に使用する行為を有する場合、行為者は、団体商標、証明商標の社会的評価を悪意で害したり、市場競争の秩序を混乱させたり、商標権者の合法的権益を損害したりしてはならない。

第二十六条 商標権者が権利行使を怠ることにより、団体商標、証明商標が使用が承認された商品の普通名称になった場合、又は正当な理由なく3年間連続して使用しなかった場合には、いかなる者でも、商標法第四十九条に基づいて当該登録商標の取消請求をすることができる。

第二十七条 団体商標、証明商標の登録及び管理業務に従事する者及びその他の法に従って公職を履行する者が、職務を怠慢し、職権を乱用し、汚職や虚偽を犯し、商標登録・管理・保護等の事項を違法に処理し、当事者から財産を収受し、不当利益を得る場合、法に従って処分し、犯罪を構成するものは、法に従って刑事責任を追究する。

第二十八条 本規定は2024年2月1日から施行される。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/2/art_3323_189480.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。